

埼玉県警察公印規程の運用について（通達）

みだしのことについては、埼玉県警察公印規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第14号。以下「規程」という。）の一部改正に伴い、次のとおり定め、平成31年4月1日から実施するから、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この通達は、規程第7条の規定に基づき、埼玉県警察が扱う公印の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この通達において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

3 公印の保管

- (1) 保管責任者及び取扱責任者（以下「保管責任者等」という。）は、公印を使用しないときは、印箱に収め、施錠設備のある机等に収納して厳重に保管するものとする。
- (2) 公印は、保管責任者等の許可なく庁舎外に持ち出してはならない。

4 公印の使用

規程第5条の規定により押印する場合、保管責任者、取扱責任者、総合当直長又は総括管理者の面前で公印を使用するときを限り、押印を必要とする書類の担当者（以下「事務担当者」という。）が、これらの者に代わって押印することができるものとする。ただし、総合当直長に代わって押印することができる公印にあつては埼玉県警察本部印及び埼玉県警察本部長印に、総括管理者に代わって押印することができる公印にあつては埼玉県警察署印及び埼玉県警察署長印に限る。

5 埼玉県警察署長印（専決用）の運用

(1) 管理

ア 総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、規程第4条の規定により、埼玉県警察署長印（専決用）（以下「専決署長印」という。）を公印登録簿（規程別記様式1）

に登録するとともに、専決署長印を各警察署に配布するものとする。この場合において、公印登録簿の備考欄に配布個数を記載しておくなど当該専決署長印の配布状況を明らかにしておくものとする。

イ 総務課長は、公印登録簿の写し1部を専決署長印を配布した警察署の保管責任者に交付するものとする。

ウ 前記イにより交付を受けた公印登録簿の写しは、取扱責任者が保管するものとする。

(2) 取扱い

ア 取扱責任者は、規程第3条第3項の規定により課長等に専決署長印の保管及び取扱いをさせる場合は、公印の公信性を担保するとともに、紛失、破損その他の事故を防止するため、必要な指示を行うものとする。

イ 規程第3条第3項に規定により専決署長印を保管し、及び取扱う課長等は、取扱責任者から当該専決署長印を直接受領して前記3の規定に準じて保管し、執務時間内に取扱責任者に直接返納するものとする。

ウ 課長等が専決署長印を押印する場合は、公印の重要性を認識し、記載内容等を精査した上で当該事務に係る書類に押印するものとする。

実施日

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

実施日（令和元年5月31日総第272号）

この通達は、令和元年6月1日から実施する。